

# 政策資料

No.241

《復刊136号》  
1986年10月1日

卷頭言 岡田利春 .....1

## 〈資料〉

- 当面の経済運営及び予算編成に関する  
申し入れ .....2
- 「昭和62年度予算」概算要求基準の閣議  
了解について（談話） .....5
- 1987年度地方行財政の拡充・強化に関  
する申入れ .....6
- 1987年度（昭和62年度）国土庁予算の  
概算要求についての申し入れ .....8
- 1987年度（昭和62年度）建設省予算の  
概算要求に関する申し入れ .....9
- 1987年度（昭和62年度）運輸省関係予算  
についての申し入れ .....11
- 1987年度（昭和62年度）文部省予算概  
算要求についての申し入れ .....12

- 学校給食「合理化」問題について  
(談話) .....13
- 「86防衛白書」への抗議談話 .....14
- 閣僚の靖国神社参拝に関する談話 .....15
- 昭和61年生産者米価の決定と今後の  
闘い .....16
- 西ドイツ社会民主党の新綱領案と核工  
エネルギー政策の転換について .....23

## 〈参考資料〉

- 国鉄再建これからの闘い .....26

日本社会党政策審議会



## 「新しい出発」

にあたつて

岡田利春

中央執行副委員長

委員長公選は丸月六日開票の結果、

土井たか子氏が当選を決め、

第十代委員長に就任した。我が國

憲政史上初の女性党首の誕生であ

る。結党以来最低の議席に落ちこ

んだ我が党の再建を図るために、

臨時党大会での執行部人事決定を

受けて、土井新体制は正式に船

出をし、私も副委員長という身に

余る重責をになつて思いもかけず

執行部入りすることとなつた。し

かし、その前途には組織の強化、

候補者の発掘、重要政策の見直し、

野党間の連携強化など、余りにも

多くの課題が横たわっている。

とりわけ、土井新委員長が就任

の挨拶で「現実的政策能力が無い

という批判を深刻に受け止めてい

る」と述べている通り、新しい政

策づくりのための体制整備が最も

急がれている。社会党の存在理由

を国民にアピールするためには、

ひとつひとつの政策課題について

一般的の市民にとって魅力のある

具体的な提案を持つことが不可欠

である。そのためにも、自民党政

権の政策を「なんでも反対」とチ

エックするだけの拒否集団から大

胆に脱皮することが求められている。

最近の野党の一部には、自民党

に限りなくすり寄ることが「現実

的」であるとする向きもあるよう

だが、それは感違であると言わざるをえない。現実的であり、し

かも政権党とは違う新鮮な政策を

再配分を是正し、公正な社会をつくる構想を打ち出して半数近い国

民の支持を得たそうである。

我々も土地、住宅、教育、減税、

老後など生活に密着したテーマで、

「将来こうします」という誰にで

も解りやすい絵を描く努力を常に

追及していかなければならぬ。

「社会党が市民生活の問題をキチ

ンと解決してくれていたなら、我

々の党は必要なかつた」という、

社会党に課せられた責務である。

サラリーマン新党の青木茂代表の

言葉は、今後の社会党を考えるに

あたつて極めて重要である。

当面、我が党に問われている基

本的課題は、与党自民党の圧倒的

な優勢に対し、社会党主導の野

党連合を形成してゆくことが出来

るかどうかにかかる。

西独の社民党、フランスの社会

党も、「新宣言」を打ち出してから

換が迫られる。そこには、旧態依

然とした枠組にしばられたタブー

が、万が一にも存在してはならぬ

のである。

フランス社会党は、高度成長の

中で不平等な格差が出てきた富の

(おかげだとしはる・衆議院議員)



一九八六・八・二八

内閣総理大臣

中曾根 康 弘 殿

## 当面の経済運営及び予算編成に関する 申し入れ

### はじめに

- 1 自民党と中曾根内閣は、さきの衆参同日選挙をつうじて、①わが国の経済政策を輸出主導型から内需拡大中心型に転換する、  
②秋の臨時国会では、円高不況克服のため大型補正予算を組む、③税制改革については、年所得三〇〇～八〇〇万円層の負担軽減を重点に抜本的改革をすすめる、④大型
- 2 しかし、内閣がうちだした昭和六二年度予算の編成方針をみると、五年連続で経常費一〇%、投資的経費五%削減の概算要求基準を各省庁に指示し、従来通りの緊縮予算を続けようとしている。九月臨時国会の

日本社会党予算要求行動推進本部長

田辺 誠  
総評予算要求闘争推進本部長  
眞柄栄吉

補正予算もいまだに具体的構想すら明示されておらず、しかも大型間接税導入、マル優廃止の準備を公然とすすめるなど露骨な公約違反の態度を示している。  
加えて、今日の緊急課題である不況克服や内需拡大のための積極的な経済施策については、なんら適切な手を打とうとはしていないのである。

3 われわれは、以上のような自民党・中曾根内閣の経済政策とその運営を厳しく批判しつつ、経構研報告でさえ指摘した今日の日本経済の「危機的状況」の打開を真剣に願う立場から、当面、九月臨時国会で議決すべき補正予算、さらに編成作業中の昭和六二年度予算に関し、つきの基本的項目について要求する。

### 〈われわれの基本的要請〉

- (1) 当面の経済運営および予算編成に関する、ひろく野党ならびに国民各階層の意見をきく措置を講ずること。従来の与野党間政策協議、各種審議会、公聴会等は、おざなりの行事化し空洞化しているきらいがあるが、それを避けるためにも予算編成前の現段階で集中的措置を講じ、「国民参加の予算づくり」の実質を高めること。
- (2) 九月臨時国会においては、継続討議中の所得減税をめぐる与野党協議を結実させ、

二兆三〇〇〇億円の年内減税実施、及び公共事業関連三兆円や社会保障関連などの追加補正を含め総額五兆円以上の予算規模とすること。

その際、必要な財源調達のために当面可能な不公平税制の是正、国債政策の弾力的運用などをすすめること。また、防衛費については、輸入兵器、燃料など円高メリットを受ける部分について精査し、減額補正の措置を講ずることによって、すくなくともG.N.P.比一%枠を超えないようにすること。

(3) 日本経済をこれまでの輸出主導型成長から内需主導へ転換するためには、従来の臨調行革路線に基づく財政再建優先ではなく、国民生活向上を軸とした積極経済政策に踏み切り、新たな社会経済発展計画を策定すること。

(4) 昭和六二年度予算は、少なくとも内需拡大、福祉充実、大幅減税、地方自治体財政の確立を優先した編成をすること。その具体的な内容は以下の各項目に示すとおりである。

# I 捕正予算編成について

① 一段と深まりつつある円高不況を克服

し、シワ寄せをうけつつある国民生活をまもり、雇用の悪化を食い止めることが緊急の課題となっている。

また、求められている内需主導型成長への転換は国民生活の向上を軸にする以外にありえない。このため臨時国会では緊急事態にかんがみて、建設国債の増発、国債償還のくりのべを含め五兆円以上の補正予算の編成を行ない大胆な積極型経済政策に転換すること。

② 補正予算の編成にあたっては、(1) 二兆三〇〇〇億円規模の所得減税、政策減税の今年中実施。(2) 財政の機動的、弾力的運営によつて事業費ベースで少なくとも三兆円程度の社会資本投資が行なわれるよう国民生活基盤充実のための公共事業費の増額を行うこと。

(3) 中小企業経営安定のための円レートの適正な水準の確保及び円高対策の強化、産業構造転換の円滑な推進のための産業・雇用対策費の確保。

(4) 防衛費は、政府公約であるG.N.P.一%枠を守ること。そのため、減額補正を行なうこと。

(5) 人効及び仲裁裁定の完全実施

③ 国鉄関連諸法案については、二一世紀の日本の公共交通システムを展望した社会党

# II 八七年度予算編成について

## 1 八七年度予算編成の基本

① 八七年度予算編成にあたっては、名目成長率程度の伸び率を確保する予算規模とし、国民生活向上を軸とする内需主導型成長に転換するため、従来の一律マイナス・シーリング方式を転換すること。すなわち、社会保障、国民生活に直結する分野の実質水準の確保、産業構造調整政策、将来の国民生活基盤、社会資本投資等は増額すること。

その際、防衛費を突出させず、当面一%枠を遵守するにとどまらず、世界に先がけて軍縮を実現するため、軍事費削減のための計画を策定すること。

さらに、発展途上国の貧困・飢餓の克服、地球的規模での生活社会資本整備のため、各国軍備費の一律削減による基金の創設を提唱、実施すること。

提案を基本としつつ、殊に国鉄労働者の雇用確保については公平を第一義とすること。

き下げを行わないこと。高齢化社会に対応した福祉施策の充実をはかること。

国民・患者の負担増となる「老人保健法改正案」の国会提出は行わず、医療給付の対象年齢を六五歳とすることや、地域・職域での保健事業の拡充をはかるなど財政対策のみを主眼としない制度内容としてこれを改善すること。

- (3) 政府開発援助(ODA)は国際社会に対する日本の責任を果すため、前年度予算の伸び率を確保するとともに、公正かつ当該援助対象国の国民生活の向上に役立つものとするため、援助システムの改革をただちに実施すること。
- (4) 内需拡大の柱として、税制の不公平を是正し、勤労国民の過重な税負担を軽減するため、相当規模の所得税・住民税減税を実施すること。
- (5) 大型間接税の導入や非課税貯蓄制度の廃止は行わないこと。
- (6) 原子力発電については、スリーマイルにつづくチエルノブリ原発事故の教訓に立つて、原発建設計画を中止し、稼動への厳しい規制を実施し、エネルギーに関する安全研究開発、防災対策をすすめること。
- (7) 二一世紀に向けての国民生活の基盤となる住宅・住環境整備、防災、下水道、老人福祉施設、森林資源、緑化対策、国土保全、

地域交通整備などの生活・自然環境保全関連社会資本の欧米水準への引き上げ、地域の均衡のとれた発展に資するため、建設国債の増発などにより社会資本の確保をはかること。

- (8) 官公署の関庁による公務員の四週六休制の年度内実施等労働時間短縮の促進。

## 2 八七年度予算編成にかかる重点施策

- (1) 円高不況及び産業構造転換に伴う雇用問題に対応するため、雇用需要の総量を確保するための適度な成長の維持をはかり、不況業種、輸出関連中小企業、産地での雇用対策を重視すること。
- そのため、(1)雇用調整助成金制度の事業活動指標等指定基準の緩和、対象業種の拡大期間延長等の措置を講ずること。また、(2)特定不況業種・地域雇用安定法の業種・地域の拡大及び指定基準の緩和など制度の弾力運用、および産地、業種に関する新法策定を含めて雇用確保安定のための積極的な措置を講ずること。(3)倒産防止施策、下請代金の支払期限の短縮などを盛り込んだ下請代金支払遅延防止法の改正等経営基盤強化策の推進をはかること。(4)労組法一八条の運用規準の見直し、賃金支払い確保法の抜本的充実、労働債権の先取り特権等の

法整備、並びに労働条件格差縮小にむけた中小企業労働対策行政の整備充実を促進すること。

- (2) 内需不足と国際的マネーレーベルに吸引されて流出する資本の流れを適切にコントロールする政策を確立すること。
- 企業の海外直接交渉等の加速化による国内産業の空洞化を回避するため、政・労・使の三者機関を設置し、中小企業経営や雇用悪化を惹起させない施策を実施すること。

- (3) 国内資源の活用・雇用・地域経済振興を組み込んだ第八次石炭政策の確立、非鉄金属鉱業の経営安定化対策、希小金属備蓄の拡充、探鉱開発、選鉱製錬技術の開発を積極的に展開すること。

- (4) 昭和六一年度地方財政で財源不足が生じた場合は、全額国の責任で補填すること。また所得税の地方移譲等による地方税源の拡充をはかること。地方への補助金・負担金・交付金などについては、高率補助金一律カットや、国庫負担金の一部繰り延べ、経費先送りなどの措置は講じないこと。

- (5) 郵便貯金資金の直接運用のため一定額の国債の引受けを実現させること。また、地方財政投融資制度をつくり、地域の活性化に寄与するため資金の地方還流をはかること。

- (6) 国際協調の一層の推進のため、政府開発援助（ODA）の増額、とくに無償援助枠の拡大と、相手国の自主的発展への寄与、関与する企業に対する監視等を内容とした「政府開発援助基本法（仮称）」を制定すること。
- (7) 自給率の維持向上の見地をふまえた、農業近代化、農業漁業対策を一段と充実すること。
- (8) 森林資源の育成をはかり、森林の荒廃、林業の停滞、林業労働力の減少、国有林野山村の荒廃、林産業の不振、高齢化による財政赤字という現状を開拓し、活性化するための社会資本の確保をはかること。
- (9) 国鉄改革にあたっては、政府の分割・民営策では真の国鉄再建とはならない。従つて政府の国鉄再建案に基づく予算編成を見直し、そして社会党案に基づく全国ネットワーク維持のための予算編成とすること。
- ① 国鉄の改革と維持にあたっては、経営の官僚的体質からの脱皮、政治的介入の排除、民営的手法の導入による企業の活性化、市場競争に対応できる設備投資と公的資金の計画的導入などを行うこと。
- ② 地方交通線については、地方自治体、利用者等で、その維持と活性化をはかること。
- ⑧ 不当な国鉄職員の雇用合理化計画をあらため、新たに新設する全員雇用計画を確立すること。
- (10) 「初任者研修費」など、臨教審答申の先どりの予算化は行わないこと。むしろ、受験中心の教育システムの改善、四〇入学級の早期完結などのゆとりある教育の推進、ILO「有給教育休暇に関する条約」の批准による有給教育休暇の制度化などにより、国民の求める教育改革をすすめること。
- (11) 一日八時間、一週四〇時間、時間外労働一九八六・七・二二

## 「昭和六二年度予算」概算要求基準の閣議了解について（談話）

日本社会党政策審議会  
会長 嶋崎 譲

における経済・社会のニーズに積極的に応えようとしておらず、依然として軍事費優遇、国民生活抑圧の基調に立って、福祉・教育など国民の切実な要求に背を向けており、将来に対する国民の不安をますます増大させるものである。

の規制、年次有給休暇の引き上げ等を内容とする「労働基準法」の全面改正を行うこと。金融機関、官公署の完全週休二日制の確実な実施と、学校の週休二日制の早期導入のための条件整備をたちに推進するなど、労働時間短縮を積極的に推進すること。

(12) 公務員及び公企体労働者の賃金改善に必要な給与改善費などを当初予算に計上すること

一、とりわけ今回は、対外経済摩擦の激化、円高不況の深刻化のなかで、衆参同日選挙が行なわれた直後の予算編成方針の提示である。この選挙のなかで、内需主導型経済への大胆な経済政策の転換が大きな選挙争点となり、中曾根首相はじめ政府・自民党首脳は、わが党など野党の追及にあい、減税財源としても財政再建の手段としても大型間接税は導入しない、マル優は廃止しない、増税はしないと表明し、また、内需拡大については、公共事業を中心とした三兆円規模の補正予算を組むなどと公言してきた。

この言明どおり、今年度三兆円規模の大型補正予算を組むとすれば、補正によって拡大された本年度予算を前提として来年度予算の規模を決定すべきであり、本年度当初予算を基準にさらに削減方針を定めたことは、二重の縮減といわなければならない。

これは内需拡大逆行するものであり、国民生活への影響は重大かつ深刻である。

一、政府が真剣に内需主導型経済への転換を考えるのであれば、公共事業の拡大だけではなく、国民の可処分所得の増大——国内

消費支出の拡大を基軸とした内需拡大を図るのが当然である。したがつて、与野党の合意に沿つて、所得減税、政策減税を年内に実施することはもちろん、来年度についても相応の減税方針を明示すべきである。

その際、選挙中の公約どおり、大型間接税は導入しない、マル優は廃止しないことが前提でなければならない。この点にまつたく触れず、政府税制調査会による大型間接税の本格的検討を黙認しているのは、政府に公約を破り大型間接税を導入する意図があることを明らかにするものであり、厳しく糾弾されなければならない。

一、わが党は、国の予算は国民の要請に基づくことを

一九八六・七・二十五

## 一九八七年度地方行財政の拡充・強化に関する申入れ

一九八六年度予算においては、国庫補助金

記

の一律削減の延長・強化等、国による地方への負担転嫁が前年度以上に強化された結果、国・自治体間の信頼関係及び地方財政の安定・秩序は大きく損なわれた。

この際、政府・自治省は、地方六団体を始めとする自治体の意見を十分に尊重し、一九八七年度予算編成においては、次の各項を基本的に踏まえ、自治体行財政の中長期的な安定強化を図るべきである。

- (1) 経常経費一〇%、投資的経費五%の削減  
という概算要求基準を撤廃し、地域の社会・経済を国際的水準に引き上げるため、住民福祉に係る物的施設及びサービス等を含む地域福祉システムの整備を中心とする

いて編成されなければならないと考える。

現在のように、国民の声を無視して概算要求基準が決定され、概算要求の段階で予算の実質的内容が決められてしまう予算編成方式には問題があり、将来的には積極的な国民参加の機会が保障されるよう見直すべきであるが、当面、政府予算案編成前に予算委員会を開き国民の声を反映させるようわが党は強く要求する。

内需拡大策を展開すること。

(2) 地方財政計画の策定については、内需拡大、住民ニーズへの的確な対応を図るため、超過負担の解消はもとよりのこととし、自治体の財政需要を実態に即して積み上げることとともに、都道府県・市町村に区分して策定すること。また、財源不足に対して発行された既往の地方債の元利の償還については国において完全補填すること。

(3) 税制の抜本的見直しに当たっては、地方財政における既往の借入金償還財源の保障はもとより、地方財政の自立化を促進するため、所得課税の地方への配分強化等税源保障、地方交付税の基本税目の拡大と総額の安定的確保を図ること。

## 二、具体的な事項について

(1) 留保財源比率の引き下げ、交付税率の引き下げ、義務教育費国庫負担法による二分の一国庫負担率の引き下げ及び負担対象の縮小など、国・地方間の基本的財政調整及び負担関係について、一律の引き下げはもとより、財政力の差異を理由とする新たな財政調整措置は一切行わないこと。

(2) 地方税収の安定確保を図るため、社会保険診療報酬及び利子配当所得等に対する課税適正化、事業税の非課税規定の整理、法人事業税における所得課税と外形標準課税

の併用、事業所税の課税団体の範囲と使途の拡大等を実施すること。

(3) 国民の租税負担の現状に鑑み、個人住民税の大額減税の実現を図ること。

(4) 退職者医療制度の創設に伴う市町村国民健康保険事業会計における負担増加については、国において完全に補填すること。

(5) 公営交通事業、特に中小交通事業の交通環境の整備、一般会計からの繰り入れの拡充を図り、事業基盤の強化を図ること。

(6) また、国会審議の経過を踏まえ、地方公営企業における共済年金の公的負担分に対する国庫負担措置を講ずること。

(7) 地域経済の活性化を行いつつ、地方債の積極的活用を進めること。

自治大臣  
葉 梨 信 行 殿

日本社会党地方行政部会  
部会長 加藤万吉

ること。

右、申し入れる。  
一九八六年七月二十五日



# 一九八七年度（昭和六二年度）国土庁予算の概算要求についての申し入れ

一九八六年度（昭和六一年度）国土庁予算の概算要求にあたつては、左記の各項目について実現をはかるよう、強く要求します。

## 記

- 1 第四次全国総合開発計画（四全総）の策定を急ぐとともに、次の諸点に留意すること。
- 2 国土の均衡利用を追求し、東京一極集中に歯止めをかけること。
- 3 自然環境の保護、森林の保全・育成により国民の健康を増進すること。
- 4 高齢化社会・二一世紀にそなえ、社会資本の計画的整備を進め、福祉・文化型の社会資本整備へ質を転換すること。
- 5 土地の社会的有効利用など国民共有資源の有効活用を行うこと。
- 6 住民参加に基づき策定された地域計画に基づき地域開発を行うこと。

6 國際化へ積極的に対応するとともに地域社会の健全な発展、地域文化の育成をはかること。

二、防災対策の一層の推進をはかること。その際、次の諸点に留意すること。

- 1 活動火山対策として、特に降灰除去のための助成の強化、新技術導入をはかること。
- 2 シラス等特殊土壤の崩壊防止対策を強化するとともに、軟弱地盤での宅地開発への規制を強化すること。
- 3 梅雨末期の豪雨被害が恒例化していることに鑑み、「梅雨末期水害特別警戒週間」（仮称）を設けるなどして、避難体制の整備、住民意識の啓発に努めること。
- 4 除雪に重点をおいた総合的な豪雪対策を確立すること。
- 5 災害発生時の高齢者、障害者の避難対策について早急に調査・研究を行うこと。
- 6 森林の持つ防災機能について調査・研究を行うこと。

を行うこと。

- 7 東海地震対策の一層の推進を行ふとともに、前兆等については逐一公開すること。
- 8 原子力発電所における災害発生時の状況についてシミュレーション・モデルを作成し、その結果に基づき、全住民を避難させるための避難路の設置、防災訓練の実施を行うこと。

## 三、地価の安定、都市問題の緩和をはかるため、次の諸点に留意すること。

- 1 大都市商業地価格の高騰が他の地域に波及しないよう、土地の用途規制を強化すること。
- 2 地価の高騰が著しい地域では、国土利用計画法の届出最低面積を引き下げるのこと。
- 3 いわゆる低層木造地域での再開発を促進すること。その際、公共住宅への優先入居、開発資金の融資等により速やかな再開発のための助成を行うこと。
- 4 地価評価制度の一元化をはかり、公示価格による実勢価格の規制を可能にすること。
- 5 大都市部の国公有地は、原則として、地方公共団体、住宅都市整備公団などへの売却、貸与等を優先すること。

一九八六年八月五日

日本社会党中央執行委員長

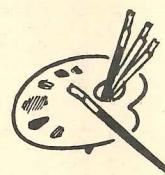
石橋政嗣

日本社会党建設部会長

井上泉

国土庁長官  
綿貫民輔殿

一九八六年八月五日



## 一九八七年度（昭和六二年度）建設省予算の概算要求に関する申し入れ

一九八七年度（昭和六二年度）建設省概算要求にあたっては、左記の各項目について実現をはかるよう強く要求します。

- 1 予算編成の基本方針について
- 2 公共事業の円滑な推進のため、自治体財の経済構造への転換をはかるため、住宅、下水道、公園、生活道路、防災関係を中心とし、社会資本の計画的、積極的な整備を進めること。
- 3 年金住宅融資、財形住宅融資については、公庫を窓口とする戸数枠の拡大、利子率の引き下げ、融資枠の拡大等を行うこと。
- 4 予期せぬ災害、世帯主の事故・病気等に

### 記

### 二 不要不急の事業の見直し

- 1 東京湾横断道路については、道路公団による調査結果においてでさえ、漁場の破壊、航行安全の阻害等の諸問題が指摘されていることに鑑み、事業の見直しを行うこと。
- 2 首都圏中央連絡道路については、高尾山の貴重な自然を守るため、ルートの見直し等を行うこと。

### 三 住宅関連事業

#### 1 行革審の報告書で住宅都市整備公団の「縮小・変質化」が提起されているが、国民的立場に立った提言とは考えられないの

- で、今後とも公団の自主性を堅持しつつ、公団住宅の建設、都市再開発等、公団業務の拡大・充実に努め、国民の期待に応えること。

#### 2 住宅金融公庫については、国庫からの補給金を安定的に充当することで会計を健全化するとともに、住宅改良資金や中古住宅購入資金の貸し付け制度を改善・拡充すること。また、貸付手数料制度は速やかに廃止すること。

- 3 年金住宅融資、財形住宅融資については、公庫を窓口とする戸数枠の拡大、利子率の引き下げ、融資枠の拡大等を行うこと。

より住宅ローン返済が困難となるようなケースについて、キメ細かい返済猶予制度、利子軽減制度等を確立すること。

5 木材不況の克服と地域経済の活性化のため、公的な木造住宅の建設を促進すること。

6 二世紀に向けての住宅政策の諸課題に対応した「住宅基本法」案を早急に提出すること。

7 宅地開発については、崩壊危険箇所への立地を避けるよう十分な指導を行うこと。

#### 四 社会資本の整備

##### 1 土砂災害・水害防止のため、治山・治水事業を推進すること。ただし、その財源を

「水源税」や流水占用料制度「改正」に求めるのではなく、一般会計から充当すること。また、豪雪対策のための道路整備、雪崩対策等を行うこと。

2 下水道整備については、公共下水道の補助率・補助対象率の引き上げ、小規模下水道への補助を充実させ、合成洗剤、工場排水規制の強化、アセスメントの拡充をはかること。また、下水道施設の維持・管理業務は原則として直営で行うこととし、環境保全、効率性の面で問題のあるACEプランを見直すこと。

3 都市計画・都市再開発については、都市住民の生活環境向上の視点に立ち、自治体、

都市住民の要求・提案を重視することも、国庫補助制度の拡充をはかること。また、国公有地の民間への売却を中止し、公共機関による再開発、公共住宅建設を進め、市民の住生活の安定・向上をはかること。

4 道路整備については、先の東北自動車道の開通に引き続き、九州縦貫自動車道の建設促進など、高速幹線道路網の整備を行うとともに、幹線道路につながる生活道路の整備にも重点を置くこととし、特に、市町村道、バス交通対策道路、災害対策道路、危険箇所改修等を重視すること。

#### 五 公共事業の執行について

建設大臣

天野光晴殿

日本社会党中央執行委員長

石橋政嗣

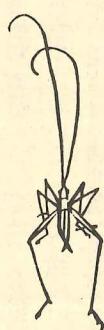
日本社会党建設部会長

井上泉

右、申し入れる。

一九八六年八月五日

4 いわゆる「建設産業ビジョン」については、中小建設業者からの批判も少なくない。そこで、早急に見直しについて検討すること。



一九八六・八・七

# 一九八七年度（昭和六二年度）運輸関係 予算についての申し入れ

一九八七年度における運輸省関係予算は国民の生活向上の観点からとくに左記の諸項目について具体的措置が講ぜられるよう強く要求します。

## 記.

- 1 先の通常国会に提案された国鉄の分割・民営化についての関係諸法案は、国鉄の解体につながり、国民と関係労働者に多大な犠牲を強要するものである。よって、政府は、国鉄が国民の共有財産であることを基本に国民が真に求める国鉄の再建のために以下を柱に法案を再検討し、国民の合意形成を図ること。
- 2 国鉄はわが国の基幹交通機関であり、その事業運営は、わが国の経済、社会全体にとってきわめて重要であるので、改革にあたっては事業体の基本は国が責任をもつ公企業とすること。
- 3 分割は事業体間の調整、利用者へのサービスの観点からも多くのデメリットがあり、その克服は困難が予想されるので、
- 4 長期債務の処理については、国民にわかりやすく国と新事業体との責任分野を定めてその方針を確定すること。
- 5 現職員の雇用については、新事業体が一括して行うこととし、かかる後に関係組合と協議のうえ適正要員についての合意形成を図ること。
- 6 遊休資産については、その有効活用を図ることとし、そのため関係自治体等も含めて「土地利用委員会」（仮称）を設置しその方途をさだめること。
- 7 国民生活に不可欠な地方交通線を維持・整備すること。
- 8、海運、造船不況の打開と船員の雇用不安を解消するため、外国用船を中心とした海運業の体质改善等の措置を講ずること。
- 9、交通、運輸労働者の労働条件を改善するため、時間短縮等の施策を強化すること。

「地域交通整備法案」、「交通事業における公共割引の国庫負担に関する法律案」、「都市における公共交通の環境整備に関する特別措置法案」、「地方バス生活路線維持・整備特別措置法案」等を制定すると共に、これら公共交通確保のための財政措置を一段と強化すること。

事業は、一社体制とし、地域に密着した事業運営が確保されるよう徹底した分権体制を確立すること。

3 企業の自主性と民主的な事業運営が確保されるよう権限のある国民の各階層からなる「経営委員会（仮称）」等を設置すること。

4、道路運送における秩序確立のため、第九八国会における「貨物自動車に係る道路運送秩序確立に関する決議」についての具体化を強く推進すること。

5、現在個別的に進めている道路、空港、港湾、鉄道等への資本投下を一元的に行うよう「総合交通施設整備特別会計制度」を設けて必要な財政の調整を行うこと。

6、交通安全の確保のための施設、輸送の統点検を行うこと。

7、離島交通を確保するための財政措置を強化すること。

8、海運、造船不況の打開と船員の雇用不安を解消するため、外国用船を中心とした海運業の体质改善等の措置を講ずること。

9、交通、運輸労働者の労働条件を改善するため、時間短縮等の施策を強化すること。

十、民主的な交通、運輸行政を確立するため、地域住民に密着した行政権限は、地方自治体へ委譲すること。

右の通り申し入れます。

以上

一九八六年八月七日

一九八六年八月二七

運輸大臣  
橋本 龍太郎 殿

日本社会党運輸部会長  
戸田菊雄

# 一九八七年度（昭和六二年度）文部省予算概算要求についての申し入れ

父母・国民は、「いじめ」など子どもの問題行動に象徴される教育荒廃を克服するため教育改革を強く求めています。それは、偏差値

教育のは正、入試地獄の解消などとともに、一人ひとりの子ども・青年にゆきとどいた教育を保障するための条件整備や教育費の父母負担の軽減です。

ところが、先に出された臨教審第二次答申はこうした父母・国民の切実な要求にまったく反するものです。また、数年来、異常な軍事費の突出の反面、教育予算が抑制されてきたことは、教育条件を切り下げる、およそ教育

堅持すること。

2 教育条件を低下させ、また、負担を地方政府に転嫁する義務教育国庫負担金の削減は行わないこと。とくに学校事務職員・栄養職員の人事費については従来通り国庫負担制度の対象とすること。また、旅費・教材費については対象にもどすこと。

3 「六年制中等学校」や「初任者研修制度」など、臨教審答申の先どりとなる関係予算の計上は行わないこと。

4 ゆきとどいた教育を保障するため「四〇人学級」を中心とする教職員定数改善計画の早期完結をはかるとともに「三五人学級」の実現計画に着手すること。

5 過大規模校の分離促進のため用地取得を含む特別助成措置の制度化をはかること。

6 私学がわが国教育に果たしている役割に拡充の措置を講じること。

また、高校新增設に対する国庫補助制度の拡充の措置を講じること。

かんがみ、私立学校の教育条件の向上、父母負担の軽減をはかるため、私学助成の拡充を行うこと。

7 大学への進学希望者急増期に対応し、国立大学を中心とする大学（大学院）の必要な整備をはかること。

- 1 義務教育諸学校の教科書無償制度は、憲法の「義務教育無償の原則」に基づくもの
- 2 教育の機会均等を保障し、国際人権規約の精神に基づく給費制をめざした奨学資金制度をめざすとともに、貸与枠・貸与額の

拡大などをはかること。

一九八六年六・七

- 9 子どもの健全な心身の発達と、父母負担の軽減をはかる立場から学校給食のセンター化、民間委託、調理員のパート化は行わないこと。

- 10 国立学校の授業料、入学金の値上げは行わないこと。

- 11 國際化に対応し、学術・文化の国際交流を促進すること。外国人留学生の受入の拡大、諸条件の整備をはかり、また、海外子女教育、帰国子女教育の拡充をはかること。

- 12 社会教育、社会体育、文化関係予算を増額し、公共施設の整備を行うこと。
- 13 主任手当・手当支給制度を撤回し、その財源を一人ひとりの子ども、青年の学習権を保障するための教育諸条件整備のための財源にあてること。

右の通り申し入れます。

一九八六年八月二七日

日本社会党政策審議会  
会長 鳴崎 岠  
文教部会長 馬場 昇讓

文部大臣 藤尾 正行 殿

## 学校給食「合理化」問題について（談話）

日本社会党学校給食対策特別委員会

委員長 木島喜兵衛

一、わが党は、第二臨調Ⅱ行革審路線のもとで進められている「地方行革」に対して、

住民サービスを低下させ、負担を住民と自治体に転嫁するものであるとの立場で反対し、住民ニーズに的確に応えうる行政機能への転換こそ追求すべき行政改革であるとして、自主・創意にもとづく民主的で住民生活にとつて効率的な自治体行政を追求しており、学校給食「合理化」についてもその観点から対処してきたところである。

そして、教育の一環としての学校給食を「食文化」の観点から捉えなおし、①バランスのとれた給食、②安全な給食、③楽しい給食、の「三つの視点」に立つ『学校給食に対する基本方針』（八五年四月二五日）を明らかにした。その際、民間委託や共同調理場（センター）方式は、右の原則に反するものであることを指摘し、自校方式、直営で行うべきであることを強調した。

先般（八六年五月二一日）、山形県寒河江市の学校給食民間委託問題に関して調査団を派遣したのも、こうした観点からである。

三、わが党の方針は、政策的にも運動的にも、この方針にもとづき運動の推進を図るとともに、方針が周知徹底していない面も見られるので、党の方針の各級機関及び議

員、党員への周知徹底を進め、錯誤のない  
よう十分な意志統一を行いながら、学校給  
食切り捨ての政策に反対し、学校給食を守

一九八六・八・八

## 「八六防衛白書」への抗議談話

日本社会党安保・自衛隊等  
安全保障基本政策委員長

上原康助

一、政府は本日、「一九八六年度防衛白書」を  
発表した。これは、アメリカの新しい「海  
洋戦略」(ワトキンス米海軍作戦部長)に日  
本をしばりつけ、また自衛隊の対ソ新戦略

然と主張するにいたつた。わが党は「白書」  
ならびにそれにもられた自衛隊の新軍事戦  
略「北方前方防衛」を厳しく糾弾するもの  
である。

「北方前方防衛」のもとで、大規模な軍事力  
増強計画を推進する政府の危険な企図を露  
したものである。「白書」は本土防空・洋  
上防空や「北方前方」地域における着上陸  
対処、海上交通線(シーレーン)防衛など  
を自衛隊の主任務にうたい、そのためのO  
THレーダー、エイジス対空ミサイル艦、  
中距離地対艦ミサイルなどを導入し、新「海  
洋戦略」によりソ連本土水域でのソ連艦隊  
および全弾道ミサイル搭載原子力潜水艦の早期撃  
破を企図する米軍との危険な共同作戦を公

り、育てる努力を関係者と協力し一層積み  
重ねる決意である。

進める極めて危険な姿勢を露にした。アメ  
リカ国防総省のホステトラー統合核巡航ミ  
サイル計画部長が米下院軍事小委員会に提  
出した「トマホーク巡航ミサイル配備計画  
書」によると、九〇年代半ばまでに戦艦・  
巡洋艦・駆逐艦など九一隻の水上艦艇およ  
びロスマンゼルス級原潜など一〇七隻の潛  
水艦はすべて核トマホークを積載すること  
になる。横須賀に反復寄港の米原潜および

今月下旬の佐世保寄港が通告された戦艦ニ  
ュージャージーが核トマホークを積載して  
いる事実はもはや否定できない。「防衛白  
書」はこのように日本の「非核三原則」の  
空洞化を狙つており、わが党はこれに強く  
抗議するものである。

一、この「防衛白書」はいわゆる「中期防衛  
力整備計画」の初年度事業を概括したもの  
だが、早くも「防衛計画の大綱」別表の内  
容変更が可能であると主張している。この  
別表変更によつて「北方前方防衛」やアメ  
リカの新「海洋戦略」加担の日米共同作戦  
にふさわしい軍事力の飛躍的増強をはかつ  
ても、それは「大綱」の基本的内容を変更  
したことにはならないというわけである。  
また、「白書」は防衛費の「対GDP比一  
%枠」についても単純試算で「それを若干  
上回ることとなる」としている。このよう  
に「八六防衛白書」は、「中期防衛力整備計

画による「大綱」改訂や「防衛費の対GNP比一%枠」突破の企図を改めて打ち出したものである。わが党は「白書」ならびに政府のこの危険な企図を来るべき臨時国会及び通常国会において徹底的に解明・糾弾する決意である。

一九八六・八・一五

## 閣僚の靖国神社参拝に関する談話

日本社会党国民運動局長  
深田肇

いかとの疑いをなお否定できない」は、不十分なものではあるが、政府として最低限堅持すべきものである。この統一見解を政府は改めて再確認すべきである。

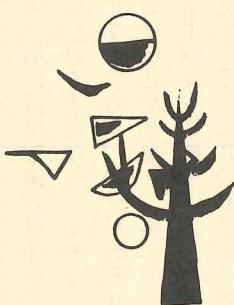
一、中曾根首相が靖国神社への公式参拝を行して以来一年を経、中国をはじめアジア諸国からの強い批判を受けて、今年は首相の参拝を見送ったことは当然のことである。今後決してこれを復活しないよう、わが党は強く要求する。

一、しかしながら、本日、一部閣僚が参拝を強行したことは極めて遺憾である。参拝はとりやめるべきであつた。

一、昨年八月一四日、政府は「公式参拝は、社会通念上、憲法が禁止する宗教的活動に該当しない」とする藤波官房長官談話を発表した。しかし、靖国神社は英靈を祭神とし神道の儀式によつて合祀する宗教団体であり、天皇をはじめ内閣総理大臣その他の國務大臣が公式に靖国神社を参拝することは、憲法第二十条第三項に明確に違反する。

よつて、官房長官談話は廃棄すべきである。一、政府が一九八〇年一月一七日に出した統一見解「靖国神社公式参拝は違憲ではな

一、「白書」はソ連の核戦力増強を口実にアメリカの「戦略防衛構想」(SDI)への日本参加の道を切り開こうとしている。「白書」は西側同盟の結束強化やSDIに象徴される戦略核戦力の飛躍的増強が米ソ首脳会談や軍備管理・軍縮交渉へのソ連の柔軟姿勢の主因であると認識している。このようないくの政策」を踏まえて、「白書」はアメリカのSDI推進や新「海洋戦略」を貫して擁護し、これにあわせて「海洋防空・シーレーン防衛」の「北方前方防衛戦略」の展開を急いでいる。これは、けつきよく米ソ首脳会談や核軍縮交渉を失敗においやるものであり、アジア・太平洋地域の米ソ核対決やオホーツク海などソ連本土水域への日米艦隊の軍事進出などをもたらし、軍事緊張を一層激化することになる。わが党はこのような「白書」ならびに中曾根政府の緊張激化政策を糾弾し、共通の安全保障にたつて米ソ軍縮交渉の進展と核廃絶めざす平和・軍縮政策への転換を強く要求するものである。



## 昭和六一年産生産者米価の決定と 今後の闘い

### 一、決定米価等のおもな内容

(一) 政府はさる八月九日、昭和六一年産生産者米価を六〇kg当り一八、六六八円（うるち一～五類、一～二等平均包装込み）と前年通りに据え置くことを決定した。（詳細は資料（一）を参照のこと）生産者米価はここ数年実質的に据え置かれてきたが、本年は前年につづいて名実ともに完全な連続据え置き米価となつた。

(二) なお、この米価決定にあたり、政府・与党の間の確認事項として、(1)昭和六二年産米価は、現行の算定方式通り決定する。(2)近く策定され、六二年度から実施されるいわゆるポスト第三期対策においては、生産者団体が自らの問題として主体的に取り組み、責任をもつてこれを推進する（詳細、資料（二）を参照）。の二項目が合意され、農業

日本社会党中央本部農漁民局  
日本社会党米価闘争本部  
団体代表もこれに同意した。

### 二、米価決定をめぐるおもな問題点

(一) 実質的値下げと米政策大幅後退の米価

① 生産者米価は一九七七年以降、九年間でわずか八%しか引き上げられていないのに、生産費は約四〇%も上昇しているので、実質的には生産者米価は毎年値下げされたことになる。とりわけ昨年について据え置いた本年の米価は、実質的に大幅値下げの低米価といえる。また、売買逆ザヤは、平均〇・四%まで縮小され、事實上は解消されているので、価格面からも食管制度の維持を困難にし、間接統制化される方向にある。

② また、米価決定にあたつて自民党と政府が確認し、農業団体が同意した「前記の二項目」は、今後の米政策に重大な影

響を与える内容が含まれている。第一項は翌年米価の引き下げを方向づけるものであり、第二項は減反政策の責任を農業団体におしつける不当なものである。これを具体化するならば、第一項は翌年米価の引き下げは必至となり、第二項では農協等に自主減反を強要することが既定の事実となる。とくに第二項では、減反面積を七三万ha（現行六〇万ha）に大幅拡大することが見込まれているが、これは実施不可能な面積であることは周知のとおりである。農協等がこれに対応できなければその責任をとわれることはもちろん、第一項とのかかわりをも含めて極端な低米価をおしつけられ、これに耐えられない米作農家が淘汰されることになるのは必至である。こうしたなかで食管制度は実質的に崩壊し、米流通への市場原理の大幅導入や、外米輸入の恒常化に道をひらくなど、米政策の根本的な後退をまねく重大な方向性が内包されているとみなければならぬ。間もなく具體化されるポスト第三期減反内容や、農政審議会などのなかで、農業縮小化の方向が一層あきらかにされることはまちがいなし。

### (二) 農民を欺瞞する米価決定手法等

① 米価決定にさきだつて、政府は財政事情を優先させ、大蔵省は7%以上の大幅引き下げを主張するなどの先制攻撃をかけ、農水省も予備米審で「従来の算定方式では現行価格を六・六%下まわる」と異例の「試算米価」をしめした。しかし本番米審では、自民党と政府の事前交渉で三・八%引き下げに圧縮諮詢（収量、資本利子のとり方など変更）した。この段階までは春の加工原料乳保障価格引き下げ（試算五・八%， 諮問四・三%， 決定二・八%の各引き下げ）の手法と同じであつたが、米価の場合はさらに米審答申後に自民党と政府の政治折衝で、最終的に据え置きに決定した。つまり、米審の事前と事後の二段階にわたつて政府と自民党がなれ合い、試算米価を極端な低価格におさえ、それを政治介入でおし上げる党利党略的な欺瞞行為で据え置き米価にし、農民の不満をそらそうとしたものである。しかし、三〇四議席を背景にした自民党的政治圧力でこうした米価決定を私物化したやり方で農民の農政不信をとりのぞくことはできないことはいうまでもない。

② 全国農協中央会は本年産米価について組織内討議の結果、農協組織としては「生産費、所得補償方式」で六〇kg当たり一九、

五四六円を主張するが、米価をめぐるきびしい情勢から現行米価以上を要求するという、前例をみない据え置き要求となつた。これは、まさに「背水の陣」の対応といえるが、農協内部に不満をのこしたものも事実であつた。決定米価が据え置きに終つた結果からすると、要求どおりとなつたわけであるが、今後の運動発展とのかかわりでみると、こうした消極的な対応は、財界等のきびしい農業攻撃のなかで問題点をのこしたのではない。ましてや「据え置き米価」の決定と関連して、今後の米政策の後退に決定的な影響を与えるであろう前記の「確認二項目」をおしつけられたことをみても、そのことが懸念される。

### 三、わが党のおもな闘いの経過

#### (一) 米価闘争への全党的なとりくみ

① 米価闘争への全党的なとりくみを強めるため、党内に「米価闘争本部」を設置し、これが中心となつて集中的な闘いをすすめた。对政府交渉（資料三）政府申し入れを参照）をおこなうとともに、衆参ダブル選挙の闘いと結合させ、地域からの運動をもり上げるとともに、中央では「みどりと木の祭典」（五月一三日）、「食と緑を考える生産と消費者の集い」（五月

一日）などを開催し、さらに食糧問題国民会議（党的提唱で組織された）の主催で「食糧フォーラム」（七月二六日）を開くなど、食糧と緑の問題で全国民的な理解を深める運動をすすめてきた。また、全日農など農民団体等の大衆的な米価闘争を支援する活動にもとりくんできた。

② 国会闘争については、休会中審査を要求して衆参両院農水委（衆院八月五日、参院八月六日）を開かせ、米価問題についての集中審議をおこなつた。また、全野党の賛成を得て、両院農水委で「米価に関する国会決議」（資料四）を採択するよう努力したが、自民党的反対で実現できず、記録にとどめるに終つたことは遺憾であつた。

価されてよい。

#### 四、闘いの成果と反省点

##### (一) 闘いのおもな成果について

① ことしの米価闘争は衆参両院議員選挙と結合させて取り組んだため、例年の米闘よりも、下部浸透させることはできた。

また、各地で「食糧問題シンポジウム」などを開き、中央でも「食と緑」にかかる諸集会を数多く開催するなどして、生産者と消費者が連帯する運動に大きく発展する素地をつくり、国民的な理解を深める足がかりが出来たことは大きな前進であった。

② 政府が当初に考えていた乳価、麦価につづいて三〇年ぶりに米価をも引き下げようとしていた企図がつぶされたことは、農業団体等の働きかけ、自民党的政治介入(政府とのなれあいではあったが)があつたにせよ、据え置かざるを得なかつたのは、自民党が選挙で勝利したといえ、それは社会党をはじめとする野党の存在とのかかわりでの対応であり、その意味でわれわれの闘いの成果とみるべきである。

③ わが党のよびかけで五野党の米価共闘を実現させたが、選挙直後でもあり、例年の院内会派共闘が本年は社民連が社

##### (二)

① 米価決定の権限は政府にあるため、与党の自民党と政府のなれ合いの場がつくられる。そのため米価決定は与党ベースとなり、野党の対応は限られてしまう。

とりわけ本年のように自民党的な選挙勝利の直後の米価決定では、その弊害が露骨化し、完全に党利党略で私物化されてしまつた。「米価決定方式」はわが党の主張のように農民の団交権を確立し、団交で決定し、国会の承認事項にすべきである。

② 野党共闘と同時に党的な独自活動を強化し、これを基礎とした国会闘争、大衆闘争との結合が重要である。また、党各級機関や議員の米闘への積極的な参加等についても必要であるが、いずれも不十分な点があり、今後、米価闘争本部を中心的に、名実ともに全党的なとりくみを強化するよう工夫しなければならない。

③ 中央、各県地域等での「食糧シンポ」「食糧フォーラム」「食と緑の集会」等に対する党の積極的な取り組みと参加が不

会、民社の院内会派に分断参加したことなどもあって、困難な事情があるなかで、それを克服して純然たる全野党的政党レベル共闘を実現し、国会闘争、米審対策、対政府交渉、大衆運動支援まで取り組んだことは大きな成果といえる。

#### 五、今後の闘い

##### (一)

###### 決定米価等の問題点を徹底する運動

① ことしの決定米価は、党声明(資料六)を参照)でも明らかのように、「実質的な引き下げ米価」であり、「政府と自民党的なれ合いの党利党略米価」、自民党的な選挙敗北の直後でもあり、中央の取り組む体制が弱かつたことを反省する。

② とにかく、米価決定に関連して自民党と政府が確認した「翌年米価の引き下げの方向づけ」と「農業団体等による自主減反」の二項目は、問題点の項で明らかにしたように、今後の米政策を根本的に後退させる内容と性格を含んでおり、国民の食生活に重大な影響をもたらすことになるので、生産農民だけでなく、消費者などに対しても大衆的にあきらかにする

運動をすすめる。

(3) ①、②の問題点等を明らかにする運動をするため、農業、農民団体はもとより、労働組合、消費者、市民団体等に働きかけ、報告集会、地域座談会、食糧問題研究会などの諸行動をおこなうこと。この場合、地域の農家固定負債、土地改良、農業經營など身近かな諸問題や、当面するポスト第三期減反の反対、農産物等の市場開放問題などとも結合させた多様な運動に発展させること。

## (二) 農業、食糧政策転換運動への発展

① 米闘報告活動をすすめながら、これを食糧、農業政策転換の運動に発展させるため、関係団体等と協力しながら「減反政策の根本的な見直し」「生産者、消費者のための食管制度確立」「食糧自給率向上と安全食糧確保」等を中心に、地域、職場で討議を深め、大衆的な政策転換の運動をつみあげるようとする。

② 農業、食糧問題の合意づくりを幅広く組織するため「食糧を考えるシンポジウム」「食と緑を考える集会」「食糧問題県民（地域）会議」などを各県、地域でおこない、農業、食糧、緑問題等についての理解を深め、その意見等を「食糧問題国民会議」などで集約しながら、国民レベルの運動や政策を提起し、幅広い国民

的規模の運動に発展させるようとする。

また、農産物等の産直活動などを組織的にすすめ、生産者、消費者の連帶した運動を地域からおこすようとする。

(3) 党はこれまで「農産物の自給促進と備蓄のための生産振興法」「総合食糧管理制度」「農民組合法」の農業三法案と、「林業労働法」「地域林業振興法」「林業基金法」（仮称）の林業三法案をまとめ、その立法化をめざしてきた。この「食と緑」にかかわる立法化の運動は、たんなる国会内での闘いに終らせることなく、その内容を大衆闘争の前進に役立てるよう

地域・職場等で運動とのかかわりで具体的に提起し、「食と緑を守る国民運動」に大きく発展させるよう全党あげてとりくむようとする。

### 参考資料(一)

## 昭和六一年産の米穀の 政府買い入れ価格

## 生産者米価決定にかかる 確認事項

昭和六一年産生産者米価の決定に当たり、うるち（五類）～二等平均包装込み生産者手取り予定価格

一、昭和六二年産米価は、現行の算定方式ど

このうちから

(1) 銘柄間格差は、三類を基準として、次のよう

六〇キロ当たり  
一類 四〇〇円  
二類 二五〇円  
三類 一二〇〇円  
四類 一六〇〇円  
五類

(2) 等級間格差は、一等を基準として、次のように支払う。  
一等 一三三〇円  
二等 一三二〇円  
三等 一三一〇円

(3) 歩留まり加算は、北海道、東北及び北陸を除く地域の産米（西南暖地早期栽培を除く）についても六〇キロ当たり四〇円を支払う。

### 参考資料(二)

おり決定する。

一、近く策定され、六二年度から実施される、いわゆるポスト三期対策においては、生産者団体が自らの問題として主体的に取り組み、責任をもつてこれを推進せしめるものとする。

自民党幹事長、総務会長、政調会長、参議院議員会長、農林部会長、総合農政調査会長、米価委員長、内閣官房長官、大蔵大臣、農林水産大臣

昭和六一年八月九日  
昭和六一年八月九日  
全中会長、全中米対本部長

昭和六一年産生産者米価決定に当たつての政府・与党間の確認事項（昭和六一年八月九日付）の内容については異存がない。

## 昭和六一年産生産者米価等に関する申し入れ

参考資料(三)

貿易偏重政策に基づいた農産物市場開放をすめるならば、日本農業の危機を招くだけでなく、世界的な食糧不安定のなかで安全な食糧を安定的に確保することを困難におとしいれることは必至である。

よつて、政府は本年産生産者米価等の決定にあたつては、農業の再建と食糧の安定確保をめざし、左記事項を実現するよう強く申し入れる。

一九八六年七月二十四日

日本社会党中央本部  
中央執行委員長 石橋政嗣  
米価闘争本部長 安井吉典

### 記

農林水産大臣  
加藤六月殿

政府は昭和六一年産生産者米価等の決定を控えて、これまでの乳価・米価の引き下げに続いて、「生産者米価の引き下げ」をも企図している。

生産農民は、長期にわたる減反政策や低米

価政策等によつて、農家負債が増大するなど、農業経営の維持が困難になるなかで、兼業化は一層すすみ、農業の将来への展望をもち得ないまま、生産意欲を失いつつある。

また、これに追いうちをかけるよう農産物の市場開放がすすめられ、日本農業は縮小化の一途を辿りつつある。当然の結果として食糧の自給率は著しく低下し、いまや世界最大の食糧輸入国となつている。

このうえ農業軽視の政策や、大資本中心の貿易偏重政策に基づいた農産物市場開放をすめるならば、日本農業の危機を招くだけではなく、世界的な食糧不安定のなかで安全な食糧を安定的に確保することを困難におとしいれることは必至である。

五、大資本中心の対外経済政策から国民生活優先の内需拡大政策に転換し、農産物の市場開放をやめ、農業再建と食糧自給向上の政策を確立すること。

四、農業生産資材価格は円高差益を含めて値下げをおこなうとともに、農家の固定化負債の解消、基盤整備、経営対策等について抜本的な施策を講ずること。

ること。

衆参両院農水委での米価決議（案）

決定し、稻作農家の經營に万全を期すべきである。

右決議する。

## 昭和六一年産生産者米 価決定に関する件（案）

衆院農水委、八月五日

政府は、本日、米価審議会に対し、本年度生産者米価について、三・八%の引き下げ諮詢を行つた。この諮詢米価は、稻作農家の經營が永年にわたる生産調整の強行と價格の抑制により極めて厳しい実態にあることを無視したものである。また、同時に、かかる情勢の下で、コスト低減等生産性向上に努める生産農民の努力に十分な評価を与えたものといえず、甚だ遺憾である。

よつて、政府は本年産米価の決定に当たつては、稻作農業の再生を図り、食糧の安定供給の確保をめざす見地から、米の過剰期に用いた従来の算定方法の見直し及び算定要素のとり方について改善に努め、正当な生産費の補償を行うとともに、生産農民の生産性向上意欲を減退させないよう十分に配慮し、少くとも生産農民・農業団体等の主張する米価を

## 昭和六一年産生産者米 価の決定に関する決議 (案)

参院農水委、八月六日

政府は、昨日、米価審議会に対し、昭和六一年産生産者米価について、三・八パーセントの引き下げ諮詢を行つた。

これは、全国の農業者や農業団体が多く

主張を持ちつゝも稻作をめぐる諸般の情勢を踏まえて、かつて例のない現行價格以上という要求を集約した経過を全く無視したものであり、極めて遺憾である。

また、政府は諮詢米価の算定に当たり、昭和五八年産米以降適用されている「潜在需給ギャップ反映必要量平均生算費方式及び一ヘクタール以上農家平均生産費方式を総合勘案」した算定方式に基づいて試算を行つている。

この算定方式については、従来から、生産費カバー率の在り方、家族労働費の評価、企画管理労働に対する賃金付与、自己資本利子

率の取り方、自作地地代の元本評価、生産性向上分の生産者への還元等の諸点について極めて問題が多く、「生産費及び所得補償方式」の理念を逸脱したものとして見直しを強く迫ってきた。

しかし政府は、このような関係者の真摯な要求に背を向け、財政主導の米価決定を行おうとしている。

右決議する。



入れる。

記

## 昭和六一年産生産者米 価等に関する申し入れ

一、昭和六一年産生産者米価は「生産費所得  
補償方式」によつて算定し、農業団体等の  
主張する米価を実現すべきである。

二、良質米奨励金をはじめ米の生産流通、  
管理等に関する補助・助成・奨励金等は、  
その重要性にかんがみ、従来どおり確保す  
ること。

三、減反政策を根本的に見直し、水田の積極

的利用、米の需要拡大ならびに多目的利用  
を可能とする超多収米の開発利用促進等を  
はかるとともに、食管制度を堅持すること。

四、農業生産資材価格は円高差益を含めて値  
下げをおこなうこと。あわせて農家の固定

化負債の解消、基盤整備、経営対策等につ  
いて抜本的な施策を講ずること。

五、国の経済政策を国民生活優先の内需拡大  
政策に転換し、農産物の輸入自由化、枠拡  
大をやめ、農業再建と食糧自給率向上の政  
策を確立すること。

このうえ一層の農産物市場開放等農業軽視  
の政策をすすめるならば、日本農業の危機を  
招くだけでなく、安全な食糧を安定的に確保  
することを困難におとしいれることは必至で  
ある。

よつて、政府は本年産生産者米価等の決定  
にあたつては、農業の再建と食糧の安定確保  
をめざし、左記事項を実現するよう強く申し

日本社会民主党  
日本明社會  
日本共产党

一九八六年八月四日

農林水産大臣  
加藤六月殿

民  
社  
会  
民  
主  
連  
合  
党

参考資料(六)

## 昭和六一年産生産者米 価決定に関する党声明

一、本日、政府は、昭和六一年産生産者米価  
について、昨年につづき据置くことを決定  
した。この米価は生産資材、賃金等が上昇  
する中で実質的な引き下げであり、財政事  
情優先の「行革米価」である。さらに、翌  
年米価の引き下げを方向づけ、減反政策の  
責任を農業団体等に押しつけるなど不当な  
内容であり、断じて容認することはできな  
い。

二、政府はこれまで米価算定方式を改悪しな  
がら長期にわたり米価抑制政策をとつてき  
た。今回、米価据置きのため、政府と自民  
党と馴れ合いながら、米番への諮問まえと  
答申後の二度にわたつて引き下げ幅の圧縮  
劇を演じ、党利党略に終始しながら生産者  
の要求をそらそらとしてきた。これは不當

な衆・参同日選挙での三〇四議席確保とい  
う政治的圧力を背景に米価決定を私物化し  
たものにはならない。また、これをテコ  
として減反政策の強化、食管制度つぶしを  
めざしていることはいうまでもない。この  
ような政府・自民党的生産者へのごまかし  
と暴挙は断じて許すことはできない。

三、わが党は、こんご農業の再建と国民食糧  
の安定確保のため減反政策の根本的見直し

一九八六年八月二二日

をはじめとする長期的な米政策の確立、主  
要食糧の備蓄制度の実現、食糧管理制度の  
民主的な強化をはかるなど農業、食糧政策  
の抜本的転換をはかる。

一九八六年八月九日

日本社会党

一五年来、原発を否定し、先の党大会でも  
原発に依存しない『中期エネルギー政策』を  
決定した日本社会党は、先見性を誇りとして  
よいのではないだろうか。

## 西ドイツ社会民主党の新綱領案と 核工エネルギー政策の転換について

日本社会党政審議会  
科学技術政策委員会

(1) 社会民主党は、当初は核工エネルギーの  
もつ可能性に魅惑されたが、その後、核  
エネルギーの利用は、短期間の過渡期に  
だけしか責任をもてないものであること  
を学んだ。  
　社会民主党は、より安全な、環境を守  
る、原子力抜きのエネルギー供給への移  
行を達成するであろう。ブルトニウム経  
済に踏み出すことは拒否する。

(2) 技術革新を民主主義的には最早コント  
ロールできなくなつた場合、又、(技術革  
新のもたらす)侵害の程度が、その結果  
について我々が持ちあわせている知識  
と、ひどい不均衡をきたした場合、技術  
革新に限度が設けられねばならない。

その例として、生命工学と原子力技術  
があげられる。人間の遺伝子の操作は阻  
止されねばならず、原子力経済又はブル  
トニウム経済によって、現在の世代、将

西ドイツ社会民主党（SPD）は、新綱領  
案を作成したが、そこではバート・ゴーテス  
ベルク綱領と大きく異なり、原子力の軍事利  
用のみならず平和利用を真向から否定してい  
る。

次に紹介するのは、フランクフルター・ル  
ントシャウ（SPD系日刊紙）に掲載された

ものであり、(1)は七月一日、二日に掲せられ  
た新綱領案の中から、核工エネルギーについて  
ふれた部分を訳出したものである。(2)は六月  
二日に掲せられたブランツ党首のコメントで  
あり、(3)は六月二十四日に載せられた新綱領案  
についての解説を翻訳したものである。

チエリノブイリ事故以後、中国等でも原発

来る世代が危険にさらされることは避けねばならない。

(二) ブラント「核エネルギーに『ヤー』」(英語の「イエス」)は誤りだつた。」

S P D 党首誤ちを認める。しかし原発の即時廃棄は拒否。

(本紙記者 ラトンハルト・フォス)

デュッセルドルフ。六月一日。S P D のヴィリ・・ブラント党首は、核エネルギーの平和利用に対し、かつて同党が「ヤー」と答えたのは誤りであつたと述べた。ハゲンで行なわれたユーヨー(注)「青年社会主義者」の略。S P D の青年組織)の連邦大会でブラント氏は、核エネルギーの平和利用を——著名な専門家の助言を受けて——数十年に渡つて支持してきたが、これは氏自身も誤っていた、と認めた。ブラント氏は更に、S P D が原子弹爆弾に対し「ナイン」(英語の「ノー」と答えたのは依然として正しいが、核エネルギーの平和利用に「ヤー」と答えたのは「誤りになつた」と述べた。

ブラント氏はチエリノブイリ原発の大事故を指摘し、「現代技術の見当違い」に対し人類が支払わねばならなくなる価は高すぎると警告した。ブラント氏は又、S P D のこの見解の変更が、有権者の支持に悪い

影響を与えることはあるまい、という期待を表明した。「むしろ党にとって、どこで間違つていたかを明らかに表明する方がブラントである。」

ユーヨー側はこの見解表明に満足しなかつた。ユーヨーはブラント党首に対し、具体的な日程と、S P D が多数を握つていて即時の行動が政治的に可能な所では、即時行動をとれ、と要求した。ブラント氏は、全ての原発を即時に止めるという要求には反対し、「核脱却を遂行するのにそれほど長い年月は必要ではあるまい」という希望で充分である、と語つた。

(三) S P D 「ゴーデスベルク」に誤別。ブラント「環境運動に学んだ。」

(本紙記者 マルティン・ワインター)

ボン。六月二三日。S P D は「絶えざる経済発展」と核エネルギーから、公的に訣別するつもりである。今明らかにされたS P D の新綱領案は、エコロジカルな観点からみた「選択的経済成長」という考え方と、原子力からのだけ速かな脱却を打ち出している。一九五九年に決定された「ゴーデスベルク綱領」に代わるべきこの綱領案は、ヴィリ・・ブラントの指導の下、二年で渡る作業を経て完成されたものであ

誤解の余地ないやり方で、S P D は核エネルギーに背を向けた。綱領案では、核エネルギーの利用は、「短期間の過渡期にだけしか責任をもてないものである」とされている。過渡期とは、案起草者の考えでは、環境に親和的なエネルギー供給が可能になるまでの期間である。案前文には、「核分裂」は人類の制御を次第に離れ、核兵器の集積を考えれば、人類は史上初めて、自らの種を絶滅できる状態に到了た。」と書かれている。ゴーデスベルク綱領ではこれとは反対に「原子力は現代の希望であり、人間の生活を容易にし、全ての人々の福祉をうみ出せる。」としていた。今回の案には、S P D は原子力の問題から「学んだ」と書かれている。月曜日の「シュピーゲル」誌とのインタビューでブラント氏は、「エコロジカルな運動はS P D にも影響を与えた。」と認めた。

一九八四年、エッセンで開かれた党大会で任命された一七人から成る委員会は、「未來のチャンスを開き人生の質を高める」ような成長政策を提案している。S P D が到達した認識は、「経済成長は、それだけでは失業を克服できず」、それどころか自然な生活の基盤を損うこともある、という認識である。それ故S P D は、「我々の経済のエコロジカルな革新」を要求している。この経

濟政策の目標は、重く単調な労働を不要にし、人間的な労働の場を創出し、エコロジカルな循環を守り、かつ再建し、エネルギー消費、原料消費を減らし、「自由を脅かす防衛処置が要求する」全てのものを避け、「市民の生活のチャンスに役立つ」全てのものを推進し、「貧しい諸国民の要求に対応する」ことにある。

SPDはその綱領史上初めて、女性問題に専用の章を割くつもりである。「女性と男性・社会的平等」という標題の下にSPDは、「女性的と称する思考・行動の仕方と、男性的と称する思考・行動の仕方」をもつ人間に分かれていなかう社会を推進する。綱領案によれば、SPDが努力の目標とする社会は、「人類の半分が他の半分に優越する為に養育されるようなことのない」社会である。女性の解放は「生産力の発展」故に今日可能である、とSPDは確信している。綱領はSPDに対し、女性問題では実践的には、議会の議席が将来は男女半々になるのを党として目標にするよう義務づけている。

大量失業の克服にあたってはSPDは、労働時間の短縮だけに賭けるつもりはない。他の諸分野で雇用創出の方策をすすめていく。例えば、経済の「エコロジカルな革新」によって労働の場を創出することも

可能である。又、新しい労働の場は、「都市の革新」や、公的支出によるサービス、例えれば健康の領域や、老人介護の領域などでも創出できる、とSPDは見ている。長期的に失業をなくしていく為にSPDは、「生産力のファクターとしての労働が、我々の社会保障システムの総コストによつてこれ以上負担を受けない様」にする。これが具体的にはどういうことであるのか、例えば機械税の導入によるのか、といったことは案には述べられていない。更にSPDは、税体系を労働者により有利にすること、雇用創出の為の投資は優遇されることを考えている。

環境政策について綱領案は、「予めの配慮」という思想を前面に出している。「廃棄物処理や修復は高くつく。人類は自己破壊から自らを守らねばならない。」綱領案では、余りにも長い間「利潤追求と無思慮が、エコロジカルな理性に抗して自己を押し通してきた。」と書かれている。

一〇七ページに及ぶ党史中最も大部の新綱領をもつて、SPDはとりわけ若い人々に訴えようとしている。SPDは「素朴な樂觀主義を安易にもたせることも、破滅をよび出すことも望んではない。SPDの

目的は、信頼できる道標と意味ある活動へいた批判を行っている。アメリカが優越を望み、「配慮なしに大国政策をヨーロッパの同盟国に対して行使すれば」大西洋同盟は損害をこうむる、と書かれている。しかし同時に綱領案は、西ドイツはNATO内での「西ドイツに可能な防衛の程度」を見

い出す、としている。SPDは全ゆる大量破壊兵器の廃棄を要求している。とりわけ「宇宙は兵器のない空間であり続けなければならない。SPDの目標は、原子力による脅威を『共同安全』によつておきかえることである。」これは古い思考法、行動様式の打破を要求するが、これによつてのみ軍縮は可能である。「仮想敵以上に本質的に安全であることはいかなる国にとつても不可能である。」という洞察を徹底させねばならず、各国は、他の諸国の安全の為に、自らの利益に関して共同責任を引き受けねばならない。「共同安全」の目標は、平和をもたらし、全ヨーロッパ平和秩序による諸プロツクの解消をもたらす緊張緩和プロセスにある、とSPDは考える。

綱領案は六月末に党内に配られ、最初の討論は八月のニュルンベルグでの党大会で行なわれる予定である。その後党の各組織は、案を研究し、態度を決定する為に二年の期間をもつ。SPDの新基本綱領の議決は一九八八年に予定されている。SPDからの情報によれば、綱領についての論議は、連邦議会選挙の選挙戦の間は、公には行なわない様配慮されているとのことである。

### 〔参考資料〕

一九八六年八月二二日

## 国鉄再建これからのかい

II 組織を守り、すべての国鉄労働者の雇用と職場を確保するために

総評国鉄再建闘争本部

### 経過と情勢

国鉄再建闘争は、国民の多数派形成のうえにたって、政府のすすめる分割・民営化政策に歯止めをかけ、二一世紀をめざす全国ネットワークとしての国鉄を再建することにある。

三五一四万人という国民署名運動は、その第一歩であり、われわれの闘いに、明るい展望を切り開いてきた。しかし、国鉄労働者の組織間対立は、国民の支持とはうらはらに、反目を増し、自から三五一四万署名の結集を台無しとする状況をつくりだした。多くの仲間と国民は失望と怒りさえ感じ、国鉄再建闘争のいくすえをみつめてきたのである。一方、衆参同日選挙は、自民党の圧勝におわり、政治状況を大きく中曾根国鉄改革に有利な状況をつくりだした。

この政治情勢下において、いくつかの点について現状分析をしておきたい。

1 政治情勢は、衆・参同日選挙の結果、自民党絶対多数という状況となり、国会は、政府与党多数の力で九月一日開会見通しの臨時国会で特別委員会設置による集中審議で早期の法案成立をはかつててくることが予想される。

2 政府、国鉄当局は、国鉄改革を進めるにあたって、重要な柱は、雇用政策であるが、当局的雇用対策をすすめるにあたっては、

当局と協力する労働組合対策が必要となっていた。その手法は、九三、〇〇〇人削減を前提とし、継続雇用を求める国鉄労働者の雇用不安を利用した出向配転、広域異動、希望退職、格差手当支給、人材活用センター等の連続的企業内雇用合理化施策であ

る。この労務政策を労使共同宣言で受け入れる組合と抵抗する組合を、より鮮明に選別し、労使協調対話による組合対策により、選別、排除の論理にもとづく組合対策を押しつけ、企業内最大組合の国鉄労働組合を切り崩す労務対策がとられた。

国鉄内労働組合は、いくつかに分裂し、過去にばげしい組織対決がおこなわれてきた。しかし、国鉄の危機を前にし、国鉄労働者一丸となつた雇用対策がとられることが、労働組合のもつ使命であり、すくなくとも、同一ブロック内組合の共闘と国鉄再建に関する同一政策づくり、そして、そのための闘いは当然の運動論であると考え、総評はじめ、多くの仲間は支援し、協力をしてきた。しかし、いくつかの点で対立がおこり、克服しなければならない課題はあつた。これらの問題は、先にすすむか、これから追いつかであり、政策、雇用対応とともに、同一方向にすすんでいたと判断しけんめいな調整と共闘体制づくりがおこなわれた。

国労と労労は兄弟組合であり、対立点は敵対矛盾のない争いと支援する組合や仲間は考えていた。

今日、結果として労労は、総評第七五回定期大会を境として、総評脱退を決定し、総評に通告すると共に、国労解体を組織対

策の最重要課題にあげるという組織路線をとるに至った。国労は、総評からの度重なる指導に対し、組織対応が遅れ、運動の一体化がすまず、組合員に雇用不安をあたえ、組織動搖をつくり、離脱者を数多く組織外へと切崩され、切り崩しの的となってきた。

しかし、総評大会を契機とし、国労は、

全国大会において組織と組合員の雇用を守ることを骨格とする運動方針を決定した。

そして、指導路線は総評指導に軸足をおき、目的に對する戦術は、執行部に一任をあたえるという「総團結」指導の一体化を決定した。

総評は、勤労の決定に反省を求め、総評戦列による闘いを望んでいる。しかし、事態の進展がなく、勤労は総評と共に国鉄再建を闘うことを放棄し、合わせて、国労組織の切り崩しを行なうことはこれ以上許すことはできない。労使一体となつた政府、当局からの攻撃に対し、守勢から一齊反撃に転じ、国鉄労働者の雇用、職場、権利を守り抜き、その結果としての国鉄労働組合の組織を守り、拡大する闘いに立ち上がらなければならぬ。

## 政策闘争と国会対策

1 国鉄再建政策は、社会党の国鉄改革再建

法案の具体化を基本として、臨時国会では総評、社会党が密接な連けいのもとに院内に一任していただきたいが、重要な課題、政策の変更などにあたっては、単産、県評の意見、判断を聞く機会を設けて対処していきたい。

国会対策の基本目標は以下の六項目にもとづいておこなう。

- (1) 累積赤字を解消し、二一世紀にむけた新たな展望に立つて健全経営基盤を確立する。
- (2) 全国ネットワークの適切な維持、運営をはかるとともに、国民の日常生活に不可欠な地域交通をその地域の実情に応じて住民のニーズに応えるものにする。
- (3) 管理・運営体制は、民主的でかつ、社会的効率性が追求できるようとする。
- (4) 公共交通を確保するため、必要な国の財政負担の明確化と地方自治体等の協力体制づくりをすすめる。
- (5) 民営的手法を積極的に取り入れ、経営の自主性の確保と活性化をはかる。
- (6) 積極的な雇用の安定確保をはかる。

## 大衆行動

大衆運動は、国鉄再建政策の実現をめざす国民的闘いと総評方針を守る組合の組織と国鉄労働者の雇用と職場を守り確保する闘いの結合をより重視してとりくむ。そして、指導

員雇用、職場確保である。

2 当局の選別路線にもとづいた、雇用対策は、個々の労働者に対するではなく、国労に所属していることに対するおこなわれているといつて過言ではない。

その視点からみて雇用対策にあたつての受け入れ対策をはじめ、さまざまな支援雇用対策は、われわれの仲間から職場を確保するという対抗措置をとらざるをえない。

論理的、実態的にみて新事業体二一五、〇〇〇人体制は、国鉄の安全輸送体制についてもきびしいものであると同時に、国鉄の体力にあつては、現行国鉄労働者の雇用は新事業体でひきつげるものとの視点でとりくむ。

4 これらを総合的に闘うにあたり、政労交渉体制を確立し、国会闘争と共にすべてに優先してとりくむ。

5 国鉄関連労働者対策は、これまでの方針にそつて、団結をかため、情報を密にし、玉突き解雇を許さないことを基本にしてとりくむ。

体制は各加盟単産の協力を得て総評、県評、地区労という体制でとりくむ。

### 1 職場を守る闘いの基本行動

(1) 職場を守る闘いは、総評方針を守る組合を支援し、協力することとする。当面する組織対策の重点は、国労組織の切り崩し分裂攻撃から組織を守り抜く闘いを基本行動としてとりくむ。

具体的には、職場状況に対応して闘うことになるが、当局の攻撃は、組合員一

人一人に対し、不当労働行為的対応によってせまるものである。その一貫した労務対策に対抗していくため、県評、地区労毎に、弁護士、学者、文化人、自治体および各議員団などの協力を得て、加盟組合の幹部、活動家などによる「不当労働行為点検、摘発、抗議行動隊」を組織する。

不当労働行為が明らかとなつた場合は、関係機関に提訴（国労各級機関の責任においておこなうが公労協、県評などと充分協議して提訴する）。すると同時に、現場抗議行動を展開し、当局の現場攻勢に対抗する。

### (2) 国労組織の取りくみ

国鉄労働組合は、国鉄内最大組織として、その組織率は七五%強に達し、国鉄労働者の労働条件決定など、国鉄労働運

動の指導的役割をはたしてきた。

しかし、国鉄再建とともに改革へのとりくみに対し、当局のたくみな組合対

策にたち遅れ、団交、協議はもとより、話し合いの場さえも否定される状況に追い込まれ、今日の段階においては、職場（分会）の役員、活動家が人材活用センターラーという名の選別職場に配置され、職場から組合組織の核がうばわれるまでになつてている。

このような危機にあつて、組織を守り、選別に対抗するためには、まず、国鉄に働いているほこりと自信を持つことである。そして、組織として、

① 雇用安定、職場確保のための具体的提案方針を中心、地方で作成し、組合員との合意形成をはかる。

② 職場における労働態度は、自からを律し、率先した仕事と労働を通しての対話を広げ、職場にスキをつくらない。

③ 職場における当局や他労組からの組織批判、中傷に対し、組合員と組織との情報、連絡体制をつくる。そのためには、職場の役員体制の重層化をはか

る。は、連携を密にし、指導体制を確立することによって、挑発、弾圧のわなにはまらないよう注意し、職場運動を強化する。

### (5) 国労各級組織は、いかなる状況下（企業の事業体制）においても即応できる組織方針と幹部、活動家の任務役割りを決定し、組織の硬直化からくる組合員への援助と指導に空洞化をおこさせない体制を確立する。

⑥ 国労家族会、OB会組織との連携を密にし、家族会、OB会への情報の提供や家庭訪問および組合員を含めた相互激励行動などを組織する。

### (7) 国労各級組織はいかなる困難な状況

下にあつても、これまでの協定、協議事項にもとづいて、対当局交渉、協議をねばり強く申し入れ交渉体制を確立する。

⑧ 各級機関の方針の決定にあたつては、総評、県評、地区労などと充分協議し、方針の一致をはかる。

### (1) 住民運動および政治集会など

名の心を大切とし、新たな事態（当局の計画、職場でおこなわれていること、政府の政策的矛盾、特に財政計画の無策さ、雇用対策の現状）を説明し、対話を大切

## 2

にする。

(2) 雇用対策をすすめるにあたっては各地

域のなかで雇用一一〇番などを設置し、受け皿対策を含めた対策などもおこなう。

(3) 政治集会は、地方自治体の決議、意見

書などを大切にし、未決定自治体においては決議などの促進を軸に、各地方自治体で何ができるかを分析し、連帯の輪を拡大することにつとめる。

これらの地域状況を踏え、国鉄再建政

治集会は、地域単位に独自集会を組織することを原則とし、全国統一行動日を設定してとりくむ。

### 全国統一行動日

(1)

臨時国会開会日直後

集会のもち方は、各都道府県評議会でとりくむ。集会の名称などについては、

例えば「社会党法案支持、国民のための国鉄再建○○県民集会」を組織し、その主催団体は、これまでの住民組織を継承しておこなう。

(2) 臨時国会の山場、特に一〇月一四日は、鉄道記念日でもあり、第二波の統一行動日

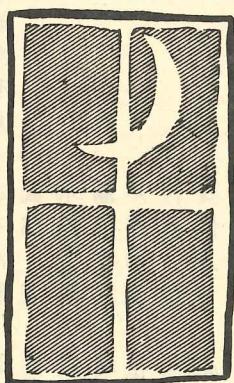
としたい。

統一行動の内容は、中央においては、総力をあげた大行動集会とするが、各地域に

おいては創意、工夫をこらした集会としてとりくむ。

また、国労組合員を中心とし、あらゆる職場において、時間設定のうえ、「全国ネットワークの汽笛」を鳴らす行動をおこす。

(3) その他、社会党法案公聴会、全国総中断中央行動などさまざまな行動計画を必要としているが、これらは闘いの進展と合わせて、闘争委員会のなかで方針化していく。



## 編集後記

九月十二日、衆・参同日選挙後はじめての

といわれている。

臨時国会がひらかれ、中曾根首相が所信表明演説を行つた。三百九議席という絶対多数の政局のなかで中曾根首相は「数のおごりはつてしまふ」とい、所信表明のなかでも「あくまで謙虚に誠意をつくし、着実に公務を実現し、清潔な政治と規律ある行政の確立」をするという。果して、この謙虚な姿勢がいつまでつづくのだろうか。

戦前回帰への願望を持ち、憲法改正論者である中曾根首相が、靖国神社の公式参拝を中心政府に抗議され、日韓首脳会談などアジア外交への影響を考え中止したものの、中曾根首相が任命した藤尾文相の「日韓併合」発言によつて、くしなくも三百九議席の「おごりの体質」をむき出しにした結果となつた。

中曾根首相は「世界に貢献する日本」「国際国家日本の実現」などと口当りのいいことをいうが、その中味はアメリカのレーガン政権との共同で対ソ戦略にむけた世界第三位の軍事大国の総仕上げであり、経済力を背景としたアジア近隣諸国への「侵略」ではないのか。アジア近隣諸国がいまいちばん恐れ、警戒しているのは軍国主義国家、侵略国家の再来だ

昨年は、第二次世界大戦が終結してからちょうど四十年目という節目を迎へ、とりわけことしは国連の国際平和年でもある。過去の侵略戦争の強い反省のうえに立つて平和憲法がつくられ、長い間かかるアジア諸国との信頼、友好関係が築かれてきた。その土壤はなんとしても守りぬかなければならない。

土井委員長が実現し「憲法を守り、育てなければならぬ」という決意をどう生かすか。その課題は多い。

(K)

委員長	嶋崎 譲	岡田 利春
編集委員	武部 文	細谷治嘉
木島喜兵衛	島田琢郎	佐藤觀樹
戸田菊雄	村沢 牧	森井忠良
佐藤三吾	安恒良一	松浦利尚
五十嵐広三	瀬尾忠博	矢田部理
佐藤三吾	高杉迪忠	日野市朗
福間知之	押田三郎	福間知之
渡辺 博	渡辺三郎	高杉迪忠
小林高摩三	佐山甚市	日野市朗
佐間田勝美	船橋成幸	福間知之
渡辺三郎	渡辺三郎	高杉迪忠
渡辺三郎	渡辺三郎	日野市朗

### 「政策資料」購読料のお知らせ

定価 一部 300円

送料 一部 50円

年間購読料 四二〇〇円（前納）  
ご送金は左記へお願ひいたします。

郵便振替 東京8-180821  
又は

大和銀行	衆議院支店
普通	203888
日本社会党政策審議会	

昭和50年10月9日第三種郵便物認可

1986年10月1日発行

政策資料第241号

毎月1回1日発行

---

編集人 政策資料編集委員会

発行人 鳴崎 譲

発行 日本社会党政策審議会

〒100

東京都千代田区永田町2-2 衆議院第一議員会館  
電話 東京03(581)5111 内線3880~4

**定価300円 (送料 50円)**

---